

日本通信株式会社

定 款

1996 年 5 月 17 日	認証
1996 年 5 月 24 日	設立
1996 年 8 月 30 日	第 5 条（発行する株式の総数）変更
1997 年 6 月 26 日	第 1 条（商号）、第 3 条（本店の所在地）等変更
1997 年 10 月 1 日	第 13 条（新株引受権の付与）新設
1997 年 12 月 12 日	第 5 条（発行する株式の総数）変更
1999 年 4 月 4 日	第 5 条（発行する株式の総数及び各種株式の数）等変更
2000 年 6 月 29 日	第 1 条（商号）、第 6 条（発行する株式）等変更
2000 年 8 月 1 日	附則（公告変更・譲渡制限撤廃の経過規定）削除
2000 年 8 月 26 日	附則（株式公開を条件とする経過措置）設定
2001 年 10 月 5 日	第 4 条（公告方法）、第 12 条（新株引受権）等変更
2002 年 6 月 27 日	第 9 条（新株予約権）等変更
2003 年 1 月 15 日	第 5 条（発行する株式の総数）変更
2004 年 8 月 28 日	第 4 条（公告方法）等変更
2004 年 10 月 14 日	第 9 条（新株予約権）削除等
2005 年 6 月 29 日	第 4 条（公告の方法）等変更
2006 年 6 月 29 日	会社法施行に伴う変更等
2008 年 10 月 1 日	端株にかかる条項を削除等
2009 年 6 月 23 日	株券電子化に伴う変更
2009 年 7 月 1 日	第 5 条（発行可能株式総数）変更
2010 年 1 月 6 日	附則（株券喪失登録簿に関する経過措置）削除
2013 年 6 月 25 日	第 3 条（本店所在地）変更
2014 年 4 月 1 日	第 5 条（発行可能株式総数）変更および単元株制度の採用
2015 年 6 月 24 日	第 14 条（招集権者および議長）、第 24 条（取締役会の招集権者および議長）、第 31 条（非業務執行取締役の責任限定）、第 34 条（選任）および第 42 条（監査役の責任限定）変更
2018 年 6 月 27 日	第 2 条（目的）変更
2022 年 6 月 28 日	第 15 条（電子提供措置等）変更
2023 年 3 月 2 日	附則（電子提供措置等に関する経過措置）削除
2025 年 6 月 25 日	第 2 条（目的）、第 14 条（株主総会の招集権者および議長）、第 23 条（代表取締役および役付取締役）、第 24 条（取締役会の招集権者および議長）、第 31 条（取締役の責任免除および責任限定）および第 42 条（監査役の責任免除および責任限定）変更

定 款

第一章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、日本通信株式会社と称し、英文では、Japan Communications Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業法に定める電気通信事業
2. 電気通信事業に関するシステムの開発
3. 電気通信に関する機器の開発、製造、販売および賃貸
4. 電気通信に関するソフトウェアの開発、製作、販売および賃貸
5. 電子署名法に基づく特定認証業務
6. 電子決済等代行業
7. 資金決済法に基づく前払式支払手段発行業および資金移動業
8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、435,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

- 第 7 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株式の権利)

- 第 8 条 単元未満株式の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- 1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 4 前条に定める権利

(自己株式の取得)

- 第 9 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

- 第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を定める必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第三章 株主総会

(招集)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、取締役 CEO が招集し、その議長となる。
2. 前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会の定めに従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議の要件)

- 第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところによりこれを議事録に記載または記録する。

第四章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は取締役会を置く。

(員数)

第 20 条 当会社に取り締役 15 名以内を置く。

(選任)

第 21 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長および取締役 CEO 各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役 CEO が招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会の定めに従い、他の取締役にこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところにより議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名捺印する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除および責任限定)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令に定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任を同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第五章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(員数)

第 33 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。

(選任)

第 34 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 補欠監査役を選任する場合は、前 2 項の規定を準用する。なお、補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、前項にかかわらず、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところにより議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに署名または記名捺印する。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除および責任限定)

第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令に定める限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任を同法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 43 条 当社は会計監査人を置く。

(選任)

第 44 条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第 46 条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 48 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払うことができる。

(中間配当金)

第 49 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 50 条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金または中間配当金には、利息を付さない。

<以下余白>